

## 【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年11月10日
【会社名】	森永製菓株式会社
【英訳名】	Morinaga & Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 太田 栄二郎
【本店の所在の場所】	東京都港区芝五丁目33番1号
【電話番号】	03(3456)0150
【事務連絡者氏名】	取締役上席執行役員 高木 哲也
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝五丁目33番1号
【電話番号】	03(3456)0150
【事務連絡者氏名】	取締役上席執行役員 高木 哲也
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	2022年6月2日
【発行登録書の効力発生日】	2022年6月10日
【発行登録書の有効期限】	2024年6月9日
【発行登録番号】	4 - 関東1
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 20,000百万円
【発行可能額】	20,000百万円 (20,000百万円) (注)発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額 (下段( )書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出 しております。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間 は、2022年11月10日(提出日)であります。
【提出理由】	2022年6月2日に提出した発行登録書の「第一部 証券情 報」のうち、「第1 募集要項」の記載について訂正を必要 とするため、及び「募集又は売出しに関する特別記載事項」 を追加するため、本訂正発行登録書を提出します。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

【訂正内容】

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行社債】

(訂正前)

未定

(訂正後)

本発行登録の発行予定額のうち、金(未定)円を社債総額とする森永製菓株式会社第15回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(サステナビリティボンド)(以下「本社債」という。)を、下記の概要にて募集する予定です。

各社債の金額 : 金1億円

発行価格 : 各社債の金額100円につき金100円

2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

(訂正前)

未定

(訂正後)

社債の引受け

本社債を取得させる際の引受金融商品取引業者は、次の者を予定しております。

引受人の氏名又は名称	住所
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号

(注)上記のとおり、元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち、主たるものは三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びみずほ証券株式会社を予定しておりますが、その他の引受人の氏名又は名称及びその住所並びに各引受人の引受金額、引受けの条件等については、利率等の決定日に決定する予定であります。

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

未定

(訂正後)

本社債の払込金額の総額(未定)円(発行諸費用の概算額は未定)

(2) 【手取金の使途】

(訂正前)

設備資金、投融資資金、社債償還資金、借入金返済資金及び運転資金に充当する予定であります。

(訂正後)

設備資金、投融資資金、社債償還資金、借入金返済資金及び運転資金に充当する予定であります。

ただし、本社債による手取金は、全額を当社芝浦ビルの建て替えにかかる設備資金に充当する予定であります。

なお、全額が充当されるまでの間は現金又は現金同等物にて管理する予定であります。

「第一部 証券情報 第2 売出要項」の次に以下の内容を追加します。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

森永製菓株式会社第15回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（サステナビリティボンド）に関する情報  
サステナビリティボンドとしての適合性について

当社は、サステナビリティボンドの発行を含むサステナブルファイナンス実施のために、「グリーンボンド原則2021（注1）」、「グリーンローン原則2021（注2）」、「グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン2022年版（注3）」、「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン2022年版（注4）」、「ソーシャルボンド原則2021（注5）」、「ソーシャルローン原則2021（注6）」、「ソーシャルボンドガイドライン2021年版（注7）」及び「サステナビリティボンド・ガイドライン2021（注8）」に即したサステナブルファイナンス・フレームワーク（以下「本フレームワーク」という。）を策定しました。当社は、本フレームワークに対する第三者評価として株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。）より「JCRサステナビリティファイナンス・フレームワーク評価」（注9）の最上位評価である「SU1（F）」の評価を取得しております。

また、本社債の発行に当たって第三者評価を取得することに関し、環境省の「令和4年度グリーンボンド等促進体制整備支援事業（注10）」の補助金交付対象となることについて、発行支援者たるJCRは一般社団法人グリーンファイナンス推進機構より交付決定通知を受領しております。

（注1）「グリーンボンド原則2021」とは、国際資本市場協会（ICMA）が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド原則執行委員会（Green Bond Principles Executive Committee）により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドラインです。

（注2）「グリーンローン原則2021」とは、ローン市場協会（LMA）、アジア太平洋地域ローン市場協会（APLMA）及びローンシンジケーション&トレーディング協会（LSTA）により策定された環境分野に用途を限定する融資のガイドラインです。

（注3）「グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン2022年版」とは、グリーンボンドについてグリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が2017年3月に策定・公表し、2022年7月に最終改訂したガイドラインです。

（注4）「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン2022年版」とは、グリーンローンについてグリーンローン原則との整合性に配慮しつつ、借り手、貸し手その他の関係機関の実務担当者がグリーンローンに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンローンを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が2020年3月に策定・公表し、2022年7月に改訂したガイドラインです。

（注5）「ソーシャルボンド原則2021」とは、ICMAが事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド・ソーシャルボンド原則執行委員会（Green Bond Principles and Social Bond Principles Executive Committee）により策定されているソーシャルボンドの発行に係るガイドラインです。

（注6）「ソーシャルローン原則2021」とは、LMA、APLMA及びLSTAにより策定された社会的分野に用途を限定する融資のガイドラインです。

（注7）「ソーシャルボンドガイドライン2021年版」とは、ソーシャルボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がソーシャルボンドに関する具体的対応を検討する際に参考となるよう、いわゆる先進国課題を多く抱える我が国の状況に即した具体的な対応の例や解釈を示すことで、ソーシャルボンドを国内で普及させることを目的に、金融庁が2021年10月に策定・公表したガイドラインです。

（注8）「サステナビリティボンド・ガイドライン2021」とは、ICMAにより策定されているサステナビリティボンドの発行に係るガイドラインです。

（注9）「JCRサステナビリティファイナンス・フレームワーク評価」とは、サステナビリティファイナンスにより調達される資金がJCRの定義するサステナビリティプロジェクトに充当される程度並びに当該サステナビリティファイナンスの資金用途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。

（注10）「令和4年度グリーンボンド等促進体制整備支援事業」とは、グリーンボンド等を発行しようとする企業や地方公共団体等に対して、外部レビューの付与、グリーンボンド等フレームワーク整備のコンサルティング等により支援を行う登録発行支援者に対して、その支援に要する費用を補助する事業です。対象となるグリーンボンド等の要件は、グリーンボンド、グリーンローンの場合は調達した資金の100%がグリーンプロ

ジェクトに充当されるものであって、かつ発行時点において以下の(1)から(3)までのいずれも満たすものです。

- (1) グリーンボンド等の発行時点で以下のいずれかに該当すること  
 主に国内の脱炭素化に資する事業(再エネ、省エネ等)  
 ・ 調達資金額の50%以上又は資金使途となるグリーンプロジェクト件数の50%以上が国内の脱炭素化事業であるもの  
 脱炭素化効果及び地域活性化効果が高い事業  
 ・ 地域活性化効果: 地方公共団体が定める条例・計画等において地域活性化に資するものとされる事業、地方公共団体等からの出資が見込まれる事業等  
 ・ 脱炭素化効果: 国内のCO<sub>2</sub>排出削減量1トン当たりの補助金額が一定以下であるもの
- (2) グリーンボンド等フレームワークがグリーンボンドガイドライン等に準拠することについて、発行等までの間に外部レビュー機関により確認されること
- (3) 実際は環境改善効果がない、ネガティブな効果が環境改善効果と比べ過大である、または調達資金が適正に環境事業に充当されていないにもかかわらず、グリーンボンド等と称する「グリーンウォッシュ」であるおそれが高いものに該当しないものであること

### サステナブルファイナンス・フレームワークについて

#### 1. 調達資金の使途

本フレームワークに基づいて調達された資金は、以下の環境改善効果または社会課題の解決に資することが確認された適格事業区分に該当するプロジェクト(「適格プロジェクト」)への新規投資及びリファイナンスに充当する予定です。リファイナンスに充当する場合は、サステナブルファイナンス実行から遡って過去36か月以内に実施した支出に限ります。

実行するファイナンスに応じて、以下のプロジェクトへの資金充当を行います。

- ・ グリーンファイナンス: グリーンプロジェクト
- ・ ソーシャルファイナンス: ソーシャルプロジェクト
- ・ サステナビリティファイナンス: グリーンプロジェクト及びソーシャルプロジェクト

#### 適格クライテリア

適格事業区分	適格プロジェクト	SDGsとの整合性
<b>グリーンプロジェクト</b>		
GBP: ・ グリーンビルディング/省エネルギー 環境目的: 気候変動の緩和  GLP: ・ グリーンビルディング/省エネルギー 環境目的: 気候変動問題への対処	以下いずれかの第三者認証を取得又は更新した建物、もしくは将来取得又は更新予定の建物に対する開発、建設、内装・設備の工事、改修、取得にかかる費用 ・ ZEB認証: ZEB、Nearly ZEB、ZEB ReadyまたはZEB Oriented ・ DBJ Green Building認証: 5つ星、4つ星または3つ星 ・ CASBEE 評価認証: Sランク、AランクまたはB+ランク ・ BELS認証: 5つ星、4つ星または3つ星 ・ LEED認証: Platinum、GoldまたはSilver	7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに 9. 産業と技術革新の基礎をつくろう 11. 住み続けられるまちづくりを 13. 気候変動に具体的な対策を
<b>ソーシャルプロジェクト</b>		
SBP / SLP: 手ごろな価格の基本的インフラ整備	災害発生時における避難場所の設置 ・ 地域企業・住民を含む帰宅困難者の受入スペースの設置 ・ 防災用品の備蓄倉庫の設置	3. すべての人に健康と福祉を 11. 住み続けられるまちづくりを

SBP / SLP : 社会経済的向上・エン パワーメント	ダイバーシティ推進のための各種施策 ・高齢者・障がい者等の利便性を考慮したバリアフリー設 備（スロープ、多目的トイレ）の設置 ・ジェンダーマイノリティの人向けのSOGIトイレの設置 ・働く女性のためのエンゼルルームの設置 ・人材のダイバーシティを支えるための祈祷室の設置	3.すべての人に健康と福 祉を 5.ジェンダー平等を実現 しよう 10.人や国の不平等をな くそう
-------------------------------------	--	--

本フレームワークにおけるソーシャルプロジェクトは、以下の通り、社会課題の解決に資するものであり、「対象となる人々」に対してポジティブな社会的な効果が期待されると考えています。

適格プロジェクト	対象となる人々	社会課題
災害発生時における避難場所の設置 ・ 地域企業・住民を含む帰宅困難者の受入スペースの設置 ・ 防災用品の備蓄倉庫の設置	・ 自然災害の罹災者等 ・ 地域企業・住民	持続可能で強靱な国土（防災・減災対策）
ダイバーシティ推進のための各種施策 ・ 高齢者・障がい者等の利便性を考慮したバリアフリー設備（スロープ、多目的トイレ）の設置 ・ ジェンダーマイノリティの人向けのSOGIトイレの設置 ・ 働く女性のためのエンゼルルームの設置 ・ 人材のダイバーシティを支えるための祈祷室の設置	・ 高齢者及び障がい者 ・ 性的及びジェンダーマイノリティの人 ・ 働く女性 ・ 礼拝等を行う人 ・ 地域住民	バリアフリー、ジェンダーフリー、ダイバーシティの推進

#### 除外クライテリア

本フレームワークに基づいて調達された資金は、下記に関連するプロジェクトには充当しません。

- ・ 所在国の法令を遵守していない不公正な取引、贈収賄、腐敗、恐喝、横領等の不適切な関係
- ・ 人権、環境等社会問題を引き起こす原因となり得る取引

#### 2. プロジェクトの評価及び選定のプロセス

本フレームワークに基づくサステナブルファイナンスの資金用途とする適格プロジェクトは、経理部、サステナブル経営推進部及び関係各部との協議及び、ESG委員会の審議を経て、取締役会が最終決定します。各プロジェクトの適格性の評価にあたっては、潜在的にネガティブな環境面・社会面の影響に配慮しているものであり、以下の項目について対応していることを確認しています。

- ・ 国もしくは事業実施の所在地の地方自治体において求められる環境関連法令等の遵守と、必要に応じた環境への影響調査の実施
- ・ 事業実施にあたり地域住民への十分な説明の実施

#### 3. 調達資金の管理

本フレームワークに基づいて調達した資金は、全額が充当されるまで年次で、経理部が内部管理システムを用いて調達資金の充当状況を管理します。調達資金はサステナブルファイナンス実行から36か月以内に適格プロジェクトへ充当予定です。また、サステナブルファイナンスの調達資金の全額が充当されるまでの間は、現金または現金同等物にて管理されます。

なお、資金充当完了後も、資金用途の対象となるプロジェクトに当初の想定と異なる事象の発生や売却が生じた場合、当該事象及び未充当金の発生状況に関し、ウェブサイト等で速やかに開示を行います。

#### 4. レポーティング

##### 資金充当状況レポーティング

当社は、適格プロジェクトに調達資金が全額充当されるまで、資金の充当状況を年次で以下の項目をウェブサイト等で公表します。なお、調達資金の充当計画に大きな変更が生じる等の重要な事象が生じた場合は、適時に開示します。

- ・ 調達資金を充当した適格プロジェクトのリストとその概要（進捗状況を含む）
- ・ 充当金額
- ・ 未充当金の残高及び充当予定時期
- ・ 調達資金のうちリファイナンスに充当された部分の概算額または割合

インパクトレポート

当社は、本フレームワークに基づいて調達された資金が全額充当されるまでの間、適格プロジェクト毎に、プロジェクト概要及び以下の指標を、実務上可能な範囲でウェブサイト等にてレポートいたします。

グリーンプロジェクト

適格プロジェクト	レポート項目
グリーンビルディング / 省エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第三者認証の取得状況</li> <li>・ CO<sub>2</sub>排出量の削減量 (t-CO<sub>2</sub>-2)</li> </ul>

ソーシャルプロジェクト

適格プロジェクト	アウトプット	アウトカム	インパクト
災害発生時における避難場所の設置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域企業・住民を含む帰宅困難者の受入スペースの設置</li> <li>・ 防災用品の備蓄倉庫の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 帰宅困難者の受入スペースの設置</li> <li>・ 防災用備蓄倉庫の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 帰宅困難者の受入可能人数</li> <li>・ 防災用備蓄倉庫の備蓄量</li> </ul>	自然災害に強い持続可能な社会の実現
ダイバーシティ推進のための各種施策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者・障がい者等の利便性を考慮したバリアフリー設備（スロープ、多目的トイレ）の設置</li> <li>・ ジェンダーマイノリティの人向けのSOGIトイレの設置</li> <li>・ 働く女性のためのエンゼルルームの設置</li> <li>・ 人材のダイバーシティを支えるための祈祷室の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ バリアフリー設備の設置</li> <li>・ ジェンダーフリーマイノリティの人向けの設備の設置</li> <li>・ 働く女性のためのエンゼルルームの設置</li> <li>・ 人材のダイバーシティを支えるための祈祷室の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ スロープ、多目的トイレの設置数</li> <li>・ SOGIトイレの設置数</li> <li>・ エンゼルルームの設置数</li> <li>・ 祈祷室の設置数</li> </ul>	バリアフリー、ジェンダーフリーの推進・多様性を尊重する共生社会の実現